

「四半期財務情報の開示に関するアクション・プログラム」の  
推進に向けた今後の取組みについて

平成15年8月11日

株式会社 東京証券取引所

## 目 次

はじめに .....	2
1. 「アクション・プログラム」公表以降の四半期開示の状況 .....	3
(1) 「四半期業績の概況」開示の制度化	
(2) 四半期財務・業績の概況の開示推進に向けた環境整備	
各種実態調査、アンケート調査の実施	
四半期財務情報の作成及び開示に関する検討委員会の開催及び「四半期財務情報の作成・開示に関する手引き」の公表	
(3) 関連する動向	
海外の動向	
国内の動向	
2. 四半期業績概況の開示の定着に向けた当取引所の取組み .....	5
多様な開示様式の提示	
報道機関への働きかけ	
投資者理解の促進	
3. 四半期財務・業績概況の開示の推進に向けた当取引所の今後の取組み .....	7
四半期財務情報開示の充実に関する上場制度上の手当て	
経過期間における取扱い	
四半期損益計算書・貸借対照表の作成方法	
四半期開示の推進に向けたインセンティブの検討	
おわりに .....	9

## はじめに

東京証券取引所では、我が国資本市場の公平性・透明性に関する投資者の信頼をより一層確かなものとするための喫緊の課題として、投資者の求める上場会社の業績変化に関する適切な開示制度を構築するとの観点から、タイムリー・ディスクロージャーとしての「四半期財務情報の開示に関するアクション・プログラム」(以下「アクション・プログラム」という。)を昨年6月に策定、公表いたしました。

四半期財務情報の開示は、近年、韓国、中国、香港、シンガポールその他のアジア諸国において導入が進められ、また欧州においても2005年の導入に向けて具体的な検討が進展しているなど、国際的な資本移動が活発化する中で、我が国資本市場の競争力維持という視点からも重要な課題となっています。こうした流れを受け、平成14年6月25日に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」においても、証券取引所等に対し、四半期財務情報の充実に向けた具体的な行動計画の策定が求められ、「アクション・プログラム」はそれに応えるものとして策定されたものです。

具体的には、四半期財務情報の開示に対する内外の投資者の強いニーズに速やかに応える観点から、四半期毎の売上の動向など各社で既に把握しているか、又は把握することが可能な情報に基づく四半期業績の概況の開示義務づけを平成16年3月期から実施すること、

環境整備等の進展状況を睨みながら、国際比較の観点から遜色のない四半期開示の実現に向け、連結ベースの要約損益計算書や要約貸借対照表を添付した四半期財務・業績の概況の開示を平成17年3月期から実施することを目標としていくこと、上場会社各社が自発的に四半期開示の充実に向け積極的に対応していただくよう働きかけていくこと、を骨子としたものです。

私どもでは、昨年6月の「アクション・プログラム」の公表以来、関係者の皆様方のご理解とご協力の下、掲げております各種の施策、方針について概ね初期の目標に則して実施、検討を進めてまいりましたが、「アクション・プログラム」の公表からほぼ1年を経過した現時点で、「四半期財務情報の作成・開示に関する手引き」の作成・公表に至るなど昨今の四半期開示を巡る現状を踏まえ、改めて今後の取組みについて示すことといたしました。

## 1. 「アクション・プログラム」公表以降の四半期開示の状況

### (1) 「四半期業績の概況」開示の制度化

四半期開示に期待する投資者ニーズは、まず上場会社の業績変化に関する適切な開示制度の構築にあります。したがって、私どもでは詳細な四半期情報の開示以前にまず、上場会社が投資者に向かって業績等の開示を行う機会を現在の年2回から、第1四半期と第3四半期を加えた年4回とする開示慣行を定着していくことが重要と考えています。

そこで、私どもでは、まず、昨年6月の「アクション・プログラム」公表と同時に四半期財務情報の自主的な開示を上場会社の皆様方に要請し、さらに、平成15年1月には、「アクション・プログラム」に掲げたとおり、四半期毎の売上の動向など各社で既に把握しているか、又は把握することが可能な情報に基づく「四半期業績の概況」の開示を上場関係規則において規定いたしました。当該制度は、平成16年3月期第1四半期(平成15年4月～6月)における開示から全上場会社に適用されています。

私どもでは、上場会社の皆様に円滑に四半期業績の概況の開示を実施していただくために、業種特性や発表する内容に応じた数種類の様式の提案を行うとともに、報道各社には中間、通期と同様に投資者へ情報伝達していただくよう要請しています。また、投資者に向け、四半期毎に情報開示が行われることに伴う、特徴、内容についてより理解を深めていただくために、投資者向けリーフレットを作成し証券会社の店頭に備置していただくなど、その開示が意義のあるものとなるよう努めています。

### (2) 四半期財務・業績の概況の開示推進に向けた環境整備

#### 各種実態調査、アンケート調査の実施

新たに四半期開示を自主的に実施する会社の参考として、四半期開示を既に自主的に実施している会社の実務を紹介することを目的に平成15年3月期決算会社の第1四半期、第3四半期の開示状況について実態調査を実施しました。

特に中間財務諸表作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成することが義務付けられているマザーズ上場会社や四半期の会計基準が整備されている米国会計基準採用会社以外の四半期開示会社がどのような実務を行っているかを中心に整理しています。

また、「四半期業績の概況」の開示を円滑に実施するために、本年3月には、「四半期業績の概況」の開示予定内容、準備状況に関するアンケート調査を実施しています。

私どもでは、引き続き上場会社の参考になる多くの情報の提供を実施してまいります。

#### 四半期財務情報の作成及び開示に関する検討委員会の開催及び「四半期財務情報の作成・開示に関する手引き」の公表

「四半期財務情報の作成及び開示に関する検討委員会」は、現在四半期財務情報の作成のための明確な形での会計基準、作成要領がない中、国際比較の観点から遜色のない、連結ベースの要約損益計算書や要約貸借対照表を添付した四半期開示を推進するため、上場会社の参考になる作成・開示の手引きを考案することを主たる目的に発足したものです。

座長には金融審議会ディスクロージャーWGのメンバーであり、中央大学経済学部教授の首藤先生にお願いし、本年1月より計7回にわたり審議を行い、四半期財務情報を既存の中間（連結）財務諸表作成基準をベースに作成する場合の実務の手引き及び四半期開示を進めていくにあたっての基本的な論点について提言をまとめていただきました。

特に「四半期財務情報の作成・開示に関する手引き」は、現時点で四半期財務情報を自主的に作成する多くの会社の実務上の疑問点に応えるものであり、開示内容の水準を上げ、より多くの会社が四半期開示に取り組むにあたっての参考となることを期待するものです。したがって、四半期財務諸表の作成基準のような限定的な取扱いではなく（複数の会計処理が存在する場合にはいずれの方法を採用することも可能とし、実際に採用した方法について説明を付与することを求めている）、あくまでも自主規制機関が要請している適時開示としての四半期財務情報を作成・開示する際の参考と位置づけています。

### （3）関連する動向

#### 海外の動向

昨年6月時点で四半期開示の制度化に向けて議論を進めていたEU、香港、シンガポールでもこの1年で次のような進展がありました。

#### （イ）EUの動向

EUでは2005年（平成17年）から、国際会計基準による四半期開示の義務化を加盟国に実施すべく昨年パブリックコメントを募集していました。その結果、英国を中心に四半期開示で求める開示内容について簡素化を求める声が出され、結果的にはその意見を容れた形で修正が図られる模様です。なお実施は予定通り2005年（平成17年）からとなっています。

#### (ロ) 香港の動向

香港取引所では2003年(平成15年)からの四半期開示(財務諸表添付)の導入を検討してきましたが、本年1月、作成者側から延期を求める声に対応し、当分の間自主開示とする方針を表明しています。なお、これは、関係者の準備期間に配慮したものであるということです。

#### (ハ) シンガポールの動向

シンガポールでは、昨年パブリックコメントを実施し、来年からの実施に向けて検討を進めてきましたが、4月に入って、当初適用する会社を大会社に限る方針を表明しています。

このように多くの国で四半期開示の実施に向けた検討が進んでいますが、やはり作成者サイドからの要望として内容が詳細になりすぎないこと、対応に係る時間を確保するため実施期限を2～3年程度持つて欲しいということが共通しています。そこで、各国でも四半期開示の早期導入を訴えつつ、円滑な制度対応に向けて段階的な適用などを考慮している状況です。

#### 国内の動向

我が国でも、「アクション・プログラム」公表後、四半期開示の進め方などについて上場会社ほかの関係者から様々な意見が出ております。その代表的なものは、四半期開示は、最終的には半期報告書のような証券取引法上の制度開示と同等のものとしていくことを目標とすべきであり、そのためには、自主規制機関よりも制度開示の在り方を議論する金融審議会における議論を早期に行っていくことが重要ではないかというものです。

この他にも、既に実務として始めた四半期開示の作成方法等が、制度化の過程で尊重されるのかといった心配や、季節性のある業種や長期的事業を営む会社にも四半期開示が一律的に必要なのか、実際に開示するのであれば工夫が必要ではないか、四半期は早期開示が重要であり開示内容は簡素なものとするべきではないかなど、作成者、投資者双方から意見が出されています。

こうした中、昨年12月に開催された金融審議会第一部会の報告書では、「四半期開示については、証券取引所等における四半期開示の実務の動向を踏まえつつ、今後検討すべき課題である」と考えることが公表されています。

## 2. 四半期業績概況の開示の定着に向けた当取引所の取組み

四半期業績の概況は、財務情報の詳細性を問わない、開示内容を相当程度作成者

の任意に委ねる形をとることで、全ての上場会社が現時点で開示可能な情報を四半期毎に公表する施策であり、四半期開示の実務慣行を我が国で定着させていくために非常に重要な意義を有していると私どもでは考えています。

そこで、こうした四半期業績の概況の特徴を、作成者、利用者双方が十分に理解していただくために、以下の施策を実施しています。

#### 多様な開示様式の提示

最低限の比較可能性を担保するため、業界毎に統一可能なフォームの作成を要請し、建設業、銀行業、損害保険業では業界統一様式をまとめていただいています。また財務諸表を添付する本格的な四半期開示に対応した様式から、売上高等を中心に開示する様式、業績予想の修正に対応する様式など複数の様式を提示することで、開示内容の多様性と作成の容易さを提供することとしています。

なお、様式については、今後とも上場会社からの要望に応じて適宜追加することとします。

#### 報道機関への働きかけ

四半期業績の概況を正確にわかりやすく報道していただくことが、四半期開示の定着には不可欠であり、私どもでは前出の様式等について事前に報道機関に提示し、四半期業績の概況の特徴である各社毎の多様な開示内容についてより理解が深まるよう配慮しています。

また、3月期決算会社の中間決算、本決算に準じて対応していただくために、発表予定の把握、前日公表などを実施しています。

#### 投資者理解の促進

四半期業績の概況は、決算発表資料のような全社的な開示内容の統一性は担保されておらず、利用者は一定の注意が必要です。また、四半期情報には、従来の業績動向の開示以上に、個々の会社、業界の有する季節性に大きく影響される割合が高く、中間、期末、前年同四半期の状況との比較等をバランスよく利用することが不可欠です。そこで、こうした四半期業績の概況の特徴と上手な利用の仕方をまとめた投資者向けリーフレットを作成し、主に証券会社の店頭において備置していただいています。

私どもでは、平成16年3月期決算会社の第1四半期における四半期業績の概況の開示状況をまとめ、これを適宜関係者にフィードバックすることで、作成者にとっても利用者にとってもより意義のある開示とし、四半期開示の慣行定着に引き続き努めてまいります。

### 3. 四半期財務・業績概況の開示の推進に向けた当取引所の今後の取組み

「アクション・プログラム」においては、環境整備等の進展状況を眺みながら、国際比較の観点から遜色のない四半期開示の実現に向け、連結ベースの要約損益計算書や要約貸借対照表に基づく財務情報が含まれる形での四半期開示を平成16年4月から実施することを目標としていくことととしています。

私どもでは、その一環として、「四半期業績の概況」の開示の上場規則化、「四半期財務情報の作成・開示に関する手引き」の作成・公表などの施策を鋭意実施してまいりました。

こうした中、最終的に国際比較の観点から遜色のない四半期開示を早期に実現するためには、四半期財務諸表に関する会計基準の整備や公認会計士の関与のあり方など、証券取引法上の制度開示としての整理を早急に行うことが重要ではないかとの指摘も多く寄せられています。

また、実際に四半期財務情報を自主的に作成しようとする会社の皆様方からも、システム対応において十分な準備期間をとって欲しいとの要望も寄せられており、諸外国における四半期開示制度の導入の状況をみても、こうした準備のための経過期間を設け、段階的に適用していくことが円滑に制度を定着していく際には不可欠と考えられます。

そこで、私どもでは「アクション・プログラム」に掲げた、内容を簡素なものから段階的に高度なものにする（四半期業績の概況から四半期財務・業績の概況にする）という方針のもとで、こうした四囲の環境変化、関係者の要望等を踏まえ、上場会社（マザーズの上場会社を除く）を対象として、以下の取組みをすることといたしました。

#### 四半期財務情報開示の充実に関する上場制度上の手当て

上場関係規則を一部改正し、平成16年4月以後開始する事業年度から、現行の「四半期業績の概況」の開示（売上高等の開示）にかえて、「四半期財務・業績の概況」の開示を求めることとします（適時開示の実務上、最低限開示することが必要な開示項目としては、売上高、営業利益、経常利益、四半期（当期）純利益、総資産及び株主資本の各項目（連結作成会社にあつては連結ベース（単体ベースは不要）、連結非作成会社にあつては単体ベース）並びに四半期財務情報作成にあつての基本となる事項（財務情報を作成した基本的な考え方を指します）とする方針です）。

ただし、システム対応や子会社における対応等の必要がある上場会社についての実務的な準備期間を考慮し、3年程度の経過措置を設けることとします。その間の「四半期財務・業績の概況」の開示は任意となります。

「四半期財務・業績の概況」の開示にあたって、セグメント情報やキャッシュフローに関する情報、業績予想については任意とします。

「四半期財務・業績の概況」は「四半期業績の概況」同様、基本的に適時開示の一環として整理しており、上場会社の責任において資料の正確性を保つべきものです。したがって「四半期財務・業績の概況」における財務情報については、公認会計士の関与を形式的に求めることはいたしません。

平成16年4月以降上場申請する会社については、上場時からの適用となります。また、同月以降、市場第一部指定を申請する会社についても同様です。

#### 経過期間における取扱い

私どもでは、早期定着を目指して、経過期間においても「四半期財務・業績の概況」を積極的に開示していただくことを要請いたします。

なお、経過期間における四半期開示の定着状況、準備状況等によっては、必要に応じて趣旨に沿う形で経過措置の見直しを行うことがあり得ます。

#### 四半期損益計算書・貸借対照表の作成方法

四半期財務情報に係る要約損益計算書・要約貸借対照表等を作成する場合における具体的な作成方法については、その明確な会計処理基準がないという現状を踏まえ、基本的に上場会社の判断に委ねることとします。ただし、投資者の混乱をできる限り避ける観点から、「四半期財務情報作成のための基本となる事項」として、中間（連結）財務諸表等との取扱いの差異など注意すべき事項を記載するものとします。なお、開示内容についてできる限り各社間の整合を図るためにも、中間（連結）財務諸表等の作成基準をベースとしつつ、一部簡便な方法により四半期財務情報を作成・開示する場合にあっては、「四半期財務情報の作成・開示に関する手引き」を参考にされることが望ましいと考えます。

#### 四半期開示の推進に向けたインセンティブの検討

私どもでは、経過期間においても多くの会社で「四半期財務・業績の概況」が積極的に開示されることとなるよう、開示実務の状況に応じて、経過期間中における「四半期財務・業績の概況」の開示に向けてのインセンティブとなるような所要の施策を行うことについて、検討を進めます。

## おわりに

我が国においては、四半期開示そのものが実施されていない中で、投資者の要望、国際的な資本市場としてのインフラの整備という観点から早急にその体制を整えていくことが求められています。

私どもでは、作成者や利用者といった関係者のご理解とご協力を得ながら、四半期の実務を着実に推進することで、昨年6月の「アクション・プログラム」に掲げた、国際比較の観点から遜色のない四半期開示の実現を達成してまいりたいと考えています。

上場会社各位におかれましては、四半期開示に対する投資者の要望が大きくなっている現状を十分ご認識いただき、積極的に対応をいただきますよう重ねてお願いいたします。

以 上